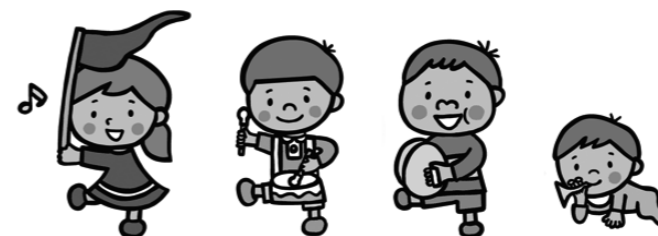


■新たな教育・保育の場が増えます

これまでの幼稚園や認可保育所に加え、下の表にあるとおり、平成27年度から「認定こども園」や「小規模保育」など、新たな教育・保育の場が提供される予定です。

区分(対象年齢)	特徴
施設型給付	認定こども園(0~5歳児) 幼稚園での幼児教育と保育所での保育の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。3歳以上の子どもは、保護者が働いていても、働いていなくても利用できます。
	幼稚園(*1)(3~5歳児) 3歳から小学校入学までの幼児が、さまざまな環境で教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。
	保育所(0~5歳児) 就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって、保育の必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。
地域型保育	家庭的保育(0~2歳児) 3歳未満の子どもを対象に、5人以下の少人数で家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する事業です。
	小規模保育(0~2歳児) 3歳未満の子どもを対象に、定員6~19人以下の比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を実施する事業です。
	事業所内保育 居宅訪問型保育 事業所内の保育所で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業や、障がいや疾病などで個別ケアが必要な3歳未満の子どもを保護者の自宅で保育する事業です。



子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性に応じた「認定制度」の導入や「認定こども園」、「小規模保育」など、新たな保育の場が増えるといった取り組みが開始されます。

■認定制度(1号~3号)が導入されます

小学校入学前の子どもが、平成27年度から新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園などの施設を利用するとき、「保育の必要性」の認定申請が必要になります。認定区分、対象者、利用時間、主な利用施設については、下の表のとおりです。認定申請の方法は、今後、広報ちとせや市のホームページなどでお知らせします。

認定区分	対象者	利用時間	主な利用施設
1号認定こども	・子どもが3歳以上で幼児教育を希望するとき (例)両親のどちらかが専業主婦(夫)のため、子どもが家庭で保育を受けることができるとき	教育標準時間(*2) (標準4時間)	・新制度に移行する幼稚園(*1) ・認定こども園
2号認定こども	・子どもが3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望するとき (例)両親が共働き(または、ひとり親で働いている)や病気などの世帯のため、昼間に家庭で子どもを保育することができないとき	保育標準時間(最長11時間) または 保育短時間(最長8時間)	・保育所 ・認定こども園
3号認定こども	・子どもが3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望するとき (例)両親が共働き(または、ひとり親で働いている)や病気などの世帯のため、昼間に家庭で子どもを保育することができないとき	保育短時間(最長8時間)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育

※1 新制度(施設型給付対象)に移行する幼稚園と現行制度(私学助成対象)のまま継続する幼稚園に分かれます(幼稚園に入園を希望するときは、各園に確認してください)。
※2 1号認定こどもの教育標準時間は、4時間を標準として各園で定める時間になります。

「保育の必要な事由」に該当するときの例

① 就労(保育標準時間認定は、保護者の就労時間が120時間以上/月、保育短時間認定は、保護者の就労時間が48時間以上/月。ただし、両親の就労時間のうち短い時間で認定)	⑤ 災害復旧
② 妊娠中・出産後、間がない	⑥ 求職活動(起業準備を含む)
③ 保護者の疾病・障がい	⑦ 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
④ 同居や長期入院中などの親族の介護・看護	⑧ 虐待やDVの恐れがあるとき
	⑨ 育児休業取得中、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要なとき
	⑩ ①~⑨に類するものとして、市が認める事由に該当するとき

平成27年4月から、国の子育てに関する制度が新しくなることをご存じですか？市は、千歳市子ども・子育て会議での審議や子育て世帯を対象としたニーズ調査の結果に基づいて、新制度の開始に向けて準備を進めています。今月の焦点は、小学校就学前の教育・保育施設などの種類や特徴などについてお知らせします。



よくある質問

- Q 利用手続きは、どうなりますか？
A 新制度では、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて、市の認定を受けることとなりますが、手続きの時期や流れは、これまでと大きく変わりません。
現在、保育園などを利用し、来年度も同じ施設を利用するときは、園を通して手続きをお願いする予定です。
なお、新制度に移行しない幼稚園を利用する子どもは、市の認定を受ける必要はありません。
- Q 学童クラブは、何か変わりますか？
A 小学生を対象とする学童クラブは、現在、小学4年生までを対象にしていますが、平成27年度からは、小学6年生まで対象学年を拡大します。
利用手続きについては、変更ありません。

- Q 認定こども園、幼稚園、保育所の利用料金は、どうなりますか？
A 原則として、保護者の所得に応じた段階的な料金体系になります。国から示される料金の基準を踏まえ、市で詳細を検討中です(利用料金とは別に、施設の判断でバス代、教材費などの実費、上乗せ料金が設定されることがあります)。
新たな利用料金は、決まり次第、お知らせします。
なお、新制度に移行しない幼稚園は、これまでのとおり、各園が利用料金を設定します。

■教育・保育施設ホットラインの設置

市は、新制度における教育・保育施設などに関する相談に対応するため、保育課内(市役所1階7番)に専用窓口を設置します。

専用窓口の電話番号 ☎(24) 0156

お問い合わせ
保健福祉部子育て支援室
保育課保育係
☎(24) 0340